

◎佐賀県条例第26号

佐賀県立21世紀県民の森設置条例の一部を改正する条例

佐賀県立21世紀県民の森設置条例（昭和58年佐賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>佐賀県立21世紀県民の森設置条例</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>県民が自然とのふれあいのなかで、自然のもたらす恩恵を享受する機会を提供することにより、青少年の健全な育成及び県民の健康の増進を図るため、佐賀県立21世紀県民の森（以下「<u>県民の森</u>」という。）を設置する。</u></p> <p>(位置)</p> <p>第2条 <u>県民の森は、佐賀市に置く。</u></p> <p>(施設)</p> <p>第3条 <u>県民の森の施設は、総合案内所、森林学習展示館、森林レクリエーション利用施設及びキャンプ場とする。</u></p> <p>(指定管理者)</p> <p>第4条 知事は、<u>県民の森</u>の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) <u>県民の森の運営に関する業務</u></p> <p>(2) <u>県民の森の施設の利用に関する業務</u></p> <p>(3) <u>県民の森の施設の維持及び管理に関する業務</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>レイクサイド北山設置条例</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>緑豊かで潤いのある自然環境を有する北山湖周辺において、「佐賀県立21世紀県民の森」が担ってきた役割を踏まえ、県民が自然と触れ合い、自然のもたらす恩恵を享受する機会を提供することにより、青少年の健全な育成及び県民の健康の増進を図るとともに、利用者と地域との新たなつながりの創出による交流人口の増加及び地域の振興に寄与するため、レイクサイド北山を設置する。</u></p> <p>(位置)</p> <p>第2条 <u>レイクサイド北山は、佐賀市に置く。</u></p> <p>(施設)</p> <p>第3条 <u>レイクサイド北山の施設は、総合案内所、森林学習展示館、森林レクリエーション利用施設及びキャンプ場とする。</u></p> <p>(指定管理者)</p> <p>第4条 知事は、<u>レイクサイド北山</u>の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) <u>レイクサイド北山の運営に関する業務</u></p> <p>(2) <u>レイクサイド北山の施設の利用に関する業務</u></p> <p>(3) <u>レイクサイド北山の施設の維持及び管理に関する業務</u></p>

改正前	改正後
<p>3・4 略 (利用料金)</p> <p>第5条 県民の森の施設のうちキャンプ場を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金は、<u>キャンプ場の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。</u></p> <p>3 略</p>	<p>3・4 略 (利用料金)</p> <p>第5条 レイクサイド北山の施設のうちキャンプ場を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金は、<u>類似の施設の料金を考慮して、指定管理者が定める。</u></p> <p>3 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後のレイクサイド北山設置条例第5条第2項の規定による利用料金の設定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。